

令和７・８年度佐久市公共施設等総合管理計画及び佐久市個別施設計画改訂支援業務
企画提案者審査委員会設置要領

(設置)

第１条 令和７・８年度佐久市公共施設等総合管理計画及び佐久市個別施設計画改訂支援業務（以下「本業務」という。）について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和７・８年度佐久市公共施設等総合管理計画及び佐久市個別施設計画改訂支援業務企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第２条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (１) プロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (２) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (３) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第３条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２ 委員長は、企画部長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。

３ 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (１) 財政課企画幹
- (２) 企画課長
- (３) 建築住宅課長
- (４) 教育施設課長

(任期)

第４条 委員の任期は、この要領の施行の日から企画提案の審査終了の日までとする。

(委員長等)

第５条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第６条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２ 委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

３ 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第７条 委員会の庶務は、企画部企画課が行う。

(補則)

第８条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和７年４月２３日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。